

火災にあわれた方へ

和歌山市

R6.4改訂版

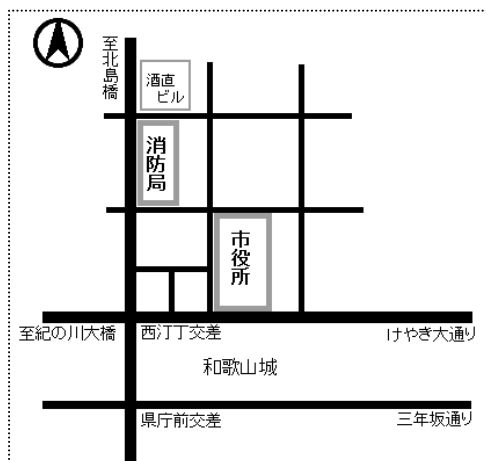
このたびの災難につきましては、心からお見舞い申し上げます。

火災によって被害にあわれた場合には、主に次のような制度があります。

○火災証明書の発行	(消防局) 予防課	TEL 073-427-0119
○災害見舞金の支給 (お住まいが被災した場合に限る)	(市役所) 高齢者・地域福祉課	TEL 073-435-1063
○税金の減免	(市役所) 資産税課	TEL 073-435-1210
	(市役所) 市民税課	TEL 073-435-1036
	和歌山税務署	TEL 073-424-2131
○税金納付の相談	(市役所) 納税課	TEL 073-435-1038
○国民健康保険料の減免	(市役所) 国保年金課	TEL 073-435-1057
○国民年金保険料の免除	(市役所) 国保年金課	TEL 073-435-1055
○介護保険料の減免	(市役所) 介護保険課	TEL 073-435-1334
○後期高齢者医療保険料の減免	(市役所) 保険総務課	TEL 073-435-1062
○保育料の減免	(市役所) 保育こども園課	TEL 073-435-1064
○上下水道料金の減免	(市役所) 水道料金センター	TEL 073-435-1298
○市営住宅への一時入居の相談	(市役所) 住宅第1課	TEL 073-435-1098
○ごみ処理の相談	(市役所) 廃棄物対策課	TEL 073-435-1352

被害の程度等により、ご利用いただけない場合があります。

詳しくは、**各担当部署**までお問い合わせください。



和歌山市消防局予防課 (消防局庁舎4階)
和歌山市八番丁 12 番地
073-427-0119

和歌山市役所
和歌山市七番丁 23 番地
073-432-0001 (代表)